

通達甲（総. 装. 装3）第5号

平成6年3月22日

存続期間

各所属長殿

総務部長

○警視庁警察官服制規程の運用について

[沿革] 平成 6年11月通達甲（総. 装. 装3）第16号、同（副監. 地. 総. 企）第20号、
12月同（備. 衛. 管）第6号
10年 9月同（総. 装. 装3）第6号
12年 2月同第1号、3月同（副監. 総. 企. 管）第7号、7月同（総. 装. 装
3）第8号
13年11月同第19号
14年 9月同第8号
15年10月同第10号
16年 3月同第3号、同（警. 人1. 表）第3号、5月同（総. 装. 装3）第8号
17年 4月同第4号
18年 3月同（地. 指. 捜1）第1号、5月同（総. 装. 装3）第6号
19年 5月同（副監. 総. 留. 管）第11号、7月同（総. 装. 装3）第10号
20年 3月同（副監. 総. 企. 組）第2号
22年 1月同（副監. 交. 総. 企1）第1号
23年11月同（総. 装. 装3）第7号、同（副監. 総. 企. 組）第15号
24年 3月同（警. 教. 教1）第5号、11月同（総. 装. 被1）第17号
25年 1月同（副監. 備. 備1. 企）第1号
31年 3月同（総. 装. 被1）第2号
令和 元年 8月同第6号
4年 9月同第11号
5年 2月同第1号改正

このたび、警視庁警察官服制規程（平成6年3月22日訓令甲第5号。以下「規程」という。）が制定され、平成6年4月1日から施行されることとなったので、次の事項に留意し、運用上誤りのないようになされたい。

おって、警視庁警察官服制及び服装規程の全部改正について（昭和41年2月3日通達甲（総．装．装1）第2号）は、廃止する。

記

第1 制定の趣旨

警察官の服制及び服装に関する規則（昭和31年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）の題名が「[警察官の服制に関する規則](#)」に改められるとともに、警察官の被服及び装備品の制式等が改められたことに伴い、警視庁警察官の服制の適正を期するため、新たに規程が制定されたものである。

第2 制定の要点

1 規程関係

- (1) 警察官の職務執行に必要な被服及び貸与品の制式等が定められた。
- (2) 警察官の勤務中の服装等が定められた。
- (3) 警察手帳、けん銃及び警棒については、それぞれの関係規定の定めるところにより携帯することとされた。
- (4) 服装等の一部を省略できる基準が明確にされた。
- (5) 機動隊等の隊長及び副隊長並びに方面機動隊を編成した場合の隊長及び副隊長は、それぞれ隊長章又は副隊長章を着装することとされた。

2 通達関係

- (1) 活動服着用時は、制帽に代えて活動帽を用いることができることとした。
- (2) 上衣を脱がない場合には、白色無地のワイシャツも着用できることとした。
- (3) 上衣を脱いで勤務する場合は、警察手帳等の携帯品をワイシャツ等の収納箇所に納めることとした。
- (4) 女性警察官が、けん銃以外の装備品を着装するときは、帯革を用いずベルトに付けることができることとした。

第3 実施上の留意事項

1 携帯及び着装要領（第3条関係）

警察官の貸与品等の携帯及び着装要領は、[別表第1](#)のとおりとする。

2 服装等（第5条関係）

(1) 第1項関係

ア 警察官は、規則により、服装等の一部を省略することができるが、基本としては、本条第1項（ただし書を除く。）及び第2項に定める服装等（以下「基本の服装」という。）によること。

なお、女性警察官の夏服については、けん銃等の装備品を着装した場合を除き、夏ベストを着用して基本の服装とする。

イ 警察官は、次のいずれかに該当する場合は、制服上衣に代えて活動服を着用し、又は制帽に代えて活動帽を用いることができる。ただし、制服上衣（夏服上衣を除く。）を着用する場合は、活動帽を用いないこと。

(ア) 本署当番勤務及び宿日直勤務に従事するとき。

(イ) 留置業務及び護送業務に従事するとき。

(ウ) 交通整理及び交通指導取締りに従事するとき。

(エ) 道路標識及び道路標示の設置及び管理並びに実地踏査等の業務に従事するとき。

(オ) 災害警備、治安警備及び雑踏警備に従事するとき。

(カ) 地域警察の活動（交番等での在所活動を除く。）及び運営に従事するとき。

(キ) 船舶に乗船して行う活動に従事するとき。

(ク) 航空機に搭乗して行う活動に従事するとき。

(ケ) 捜索及び鑑識活動に従事するとき。

(コ) 訓練等に参加するとき。

(サ) 前（ア）から（コ）までに掲げる業務に準ずる業務に従事する場合であつて、所属長が適当と認めるとき。

ウ 警察官は、次のいずれかに該当する場合は、制服上衣に代えて活動服を着用することができる。なお、この場合、活動帽は用いないこと。

(ア) 地域警察の活動（交番等での在所活動に限る。）に従事するとき。

(イ) 前(ア)に掲げる業務に準ずる業務に従事する場合であつて、所属長が
適当と認めるとき。

エ 警察官は、次のいずれかに該当する場合は、制服、制帽及びネクタイを着用し、活動服及び活動帽は着用しないこと。

(ア) 交通安全教育その他各種講習を実施するとき。

(イ) 受付業務に従事するとき。

(ウ) 儀式に出席するとき。

(エ) 学校教養(けん銃訓練等を除く。)に従事するとき。

オ 所属長は、活動服又は活動帽の着用に当たっては、所属内における斉一性に留意すること。

カ ワイシャツは、上衣を脱がない場合は、白色無地のものを用いることができる。

キ 靴は、通常の場合は、革製黒色短靴を用いること。

ク 制服警察官の通勤時の服装については、交通環境その他の事情を考慮して、制服等又は私服のいずれでもよい。この場合、帯革を装着しなくてもよいが、不体裁にならないように留意すること。

(2) 第2項関係

警笛は、所属長が指示した場合を除き、警笛鎖を用いて装着することができる。

(3) 第3項関係

第1号の申告その他の儀礼的な場合であっても夏服を着用したときは、所属長が指示した場合を除き、白色手袋は着用しない。

(4) 第4項関係

ア 雨衣は、第1種(ハーフコート式)を着用するものとする。ただし、女性警察官は、必要により第2種(コート式)を着用することができる。

イ 防寒服及び手袋は、防寒のため必要により着用することができる。この場合において、手袋については、努めて濃紺、黒、ねずみ色又はその類似色の無地のものを用いることとし、冬服着用時以外は、特に着用の斉一に留意すること。

ウ 防寒服又は雨衣を着用した場合であっても、帯革は上衣の上に装着しないこと。

エ 防寒服は、第1種（コート式）を着用するものとする。ただし、活動服又は夏服着用時に限り、第2種（ブルゾン式）を着用することができる。

オ 活動服又は夏服着用時に服装の斉一を期する必要がある場合は、所属長の指示により、防寒服第1種（コート式）又は第2種（ブルゾン式）を着用するものとする。

(5) 女性警察官の服装は、前(1)から(4)までに定めるもののほか、次によること。

ア ズボンを基本とするが、スカートを着用することができる。

イ ベストは、制服着用時及び活動服の上衣を脱いだときにも着用することができるが、帯革を着装する場合その他勤務の性質により着用しないことができる。

ウ 勤務の性質により、警棒に代えて特殊警棒を着装することができる。

エ ブーツは、冬服着用時に必要により用いることができる。ただし、所属長が指示した場合は、この限りでない。

3 制帽等（第6条関係）

(1) 「室内」とは、廊下を含む庁舎内全部とする。

(2) 同一の敷地内にある別館との間を事務連絡等により往復する場合も室内において勤務する場合に準ずるものとする。

4 上衣等（第7条関係）

(1) 「状況により」とは、気候若しくは勤務の性質による場合又は各種作業に従事する場合などである。

(2) 上衣等を脱いだ場合は、セーター等の私物が表面に出ることのないようにすること。

(3) 上衣を着用しないで勤務する場合は、警察手帳等の携帯品を制服用ワイシャツ等の収納箇所に確実に納めること。

5 帯革及び手錠（第8条関係）

(1) 手錠を着装しない場合は、手錠入れは、帯革本帯から取り外すこと。

(2) 「儀式に出席するとき」とは、[別表第2](#)の礼服着用基準に該当する場合をいう。

6 識別章（第9条関係）

(1) 第1項関係

「治安警備実施に従事しているとき」とは、警視庁警備規程（昭和39年1月10日訓令甲第1号）第110条第1項第1号に定める警備実施に従事するときをいう。

(2) 第2項関係

第2号の「看守勤務の警察官」及び第3号の「護送勤務の警察官」とは、現にその勤務をしている警察官をいう。

7 けん銃入れ、けん銃つりひも及び警棒つり (第10条関係)

けん銃等を着装しない場合は、けん銃入れ、けん銃つりひも及び警棒つりは、帯革本帯から取り外すことができることとなっているが、不時の出動に備えて、所属長が必要と認めた場合は、付属品を帯革本帯に付けておくことができる。この場合、けん銃つりひもの先端をベルトの間に差し込み、不体裁にならないように留意すること。

8 交通整理等専従員 (第11条関係)

交通整理等専従員の服装は、特殊の服装であるので、基本の服装と指示された場合は、当然第5条によらなければならない。ただし、申告するとき、昇任試験を受けるとき、及び合格証書を受けるときは、特殊な服装（乗車用ヘルメット及び乗馬活動服を除く。）のままでよい。

(1) 交通係外勤担当員

ア 「交通係外勤担当員」とは、交通執行係（島部警察署にあっては交通係）の警察官のうち警部補以下の外勤担当員をいう。

イ 男性警察官が制帽を着用する場合は、白覆い及び白色顎ひもを着装すること。

ウ 活動帽を着用する場合は、白色顎ひもを着装すること。

エ 第1号に定める服装であっても、積雪時等で白色のものを用いることにより視認性を特に低下させると認められるときは、所属長の指示により一部を省略することができる。

オ 白色そでカバー（手袋付き）は、昼夜間を問わず、必要により白色手袋に代えて使用することができる。

カ 男性警察官の靴は、編上靴又は半長靴のいずれかとするが、必要により革製黒色短靴を着用することができる。

キ 背負いのほか、受傷事故防止等のために貸与されている装備品については、昼夜間を問わず、必要により着用することができる。

ク 手錠のかぎは、警笛つりひもの金属製の輪に警笛と共に付けるものとする。

(2) 交通機動隊員等

ア 交通乗車服（夏服を除く。）着用時のワイシャツは、白色無地又は制服用ワ

イ シャツのいずれを用いてもよい。

イ 防寒服は、冬服着用時に必要により着用するものとし、着用に際しては、その斉一を期するよう配慮すること。

ウ 夏服着用時には、乗車用手袋に代えて白色手袋を用いることができる。

エ マフラー（乗車用）は、夏服着用時以外に必要により着用することができる。

オ 防じん眼鏡を着装してもよいが、不体裁にわたらないよう特に留意すること。

カ 交通乗車服は、通常の勤務時に着用するものとし、儀式、祭典その他儀礼的な行事等の場合で、特に指示されたときは、その服装とすること。

キ 交通乗車服を着用した場合は、警察手帳は上衣左胸ポケットに、警笛は上衣右胸ポケットに収納すること。

ク 所属長が勤務の性質上必要と認めて指示したときは、乗車用ヘルメットに代えて、制帽（男性警察官は白覆い及び白色顎ひもを着装したもの）又は活動帽（白色顎ひもを着装したもの）を着用することができる。

ケ 交通乗車服を着用する場合の乗車用補助帯革の色は、冬服及び合服着用時は紺青色、夏服時は空色とする。

コ 背負いは、昼夜間を問わず、必要により着用すること。

(3) 騎馬隊員

ア 乗馬活動服は、交通整理及び交通指導取締りに従事する場合のほか、所属長が必要と認めるときに着用すること。

イ 乗馬活動服を着用した場合は、警察手帳は上衣左胸ポケット（女性警察官はズボンの右ポケット）に、その他の携行品は、活動に支障のない携帯方法により所属長が指示する箇所に収納すること。

9 音楽隊員及び鼓隊員（第13条関係）

「必要がある場合」とは、他の音楽隊等との合同演奏、演奏行進その他演奏活動に際し、所属長が特に必要と認めて指示する場合をいう。

10 礼装（第14条関係）

(1) 礼服を着用する場合の基準は、[別表第2](#)のとおりとする。ただし、礼服着用基準に該当しない場合で、所属長が礼服を着用する必要があると認めるときは、総務部長（装備課被服第一係経由）の承認を受けて着用することができる。

- (2) 礼服又は略礼装の場合は、帯革は着装しないこと。ただし、けん銃等を着装する必要がある場合は、適宜の方法により、これを携帯することができる。
- (3) 礼装の場合における警察勲功章等の着装については、制服着用の場合に準ずること。
- (4) 礼装により弔意を表す場合は、喪章を左腕に装着するものとし、礼服及び略礼装の場合は飾緒を外し、黒又は紺色のネクタイを用いること。
- (5) 略礼装は、永年勤続・優良職員表彰式、観閲式、警察学校の入校式・卒業式等同時に多数礼服を必要とする場合で、総務部長が指示したときに着用することができる。
- (6) 略礼装に用いる制服は冬服とする。ただし、夏服着用期間における警察学校の入校式・卒業式に出席する場合に限り、夏服とすることができる。
- (7) 冬礼服及び夏礼服の着用は、総務部長が特に指示した場合を除き、冬礼服は冬服着用時に、夏礼服は夏服着用時に用いるものとする。

11 儀礼の服装（第15条関係）

「警衛、警護に従事する場合」とは、行幸啓等の警衛又は国賓、公賓、外交使節等の警護に従事する場合をいう。

12 儀じょうの服装（第16条関係）

儀じょうの服装により弔意を表す場合は、飾緒を外し、黒色無地のネクタイを用いること。

13 航空隊員（第17条関係）

操縦士記章は、操縦士が航空服の右胸部（左胸部の「警視庁」の標示位置とおおむね対応する位置）に装着すること。

14 出動服、災害救助服等（第18条関係）

- (1) 出動服及び略帽（必要により紺色ヘルメット）は、治安警備、火災等の災害警備及び所属計画により警備訓練その他の場合で所属長が必要と認めるときに着用すること。
- (2) 災害救助服（上衣、ズボンのほか、災害救助帽、ベルト、白色ヘルメットを含む。）は、風水害等の災害警備及び所属計画により災害警備訓練その他の場合で所属長が必要と認めるときに着用すること。
- (3) 出動服及び災害救助服を着用した場合は、出動服用階級標識を装着すること。この場合、隊長は隊長章を、副隊長は副隊長章を併せて装着すること。

15 特殊な靴（第19条関係）

特殊な靴の種類及び着用は、次のとおりとする。

(1) 編上靴

ア 警衛勤務に従事するとき。

イ 交通整理等に専従するとき。

ウ 警戒、警備等における部隊行動その他勤務の性質により、所属長が特に指示するとき。

(2) ゴム製又は革の長靴、半長靴及び乗車靴

ア 降雨雪等のとき。

イ 騎馬隊員及び交通機動隊員等が乗馬勤務又は乗車勤務するとき。

ウ 交通整理等に専従するとき。

エ 自動二輪車等を運転して勤務するとき。

(3) ゴム製又はブック製の靴、地下たび等

ア 多摩地区及び島部における山間部、砂地等の勤務において、所属長がその必要を認めて指示したとき。

イ 留置施設勤務において、所属長がその必要を認めて指示したとき。

ウ 災害警備等において、所属長がその必要を認めて指示したとき。

16 乗車保護帽等（第20条関係）

(1) 自動二輪車等には、原動機付自転車、軽二輪自動車及び自動二輪車（白バイを除く。）が含まれる。

(2) 自動二輪車等の運転に際し、総務部長が特に必要と認める場合は、マフラーを着用することができる。

(3) 警察官は、自動車検問、交通違反取締り、交通事故処理等において受傷事故防止上必要な場合は、乗車保護帽等を着用することができる。

(4) 自転車の乗車に際し、自転車用ヘルメットにより難しい場合は、必要により、乗車保護帽等を着用することができる。

17 隊長章等（第22条関係）

警察署長及び副署長が方面機動隊の隊長又は副隊長として隊長章又は副隊長章を着装する場合は、署長章又は副署長章を取り外すこと。

18 記章等（第23条関係）

機動隊の組長記章は、組長に任命された者が、隊章に代えて着装すること。

19 標章等の使用承認（第24条関係）

所属長が特に必要と認めて標章、記章、腕章等を着装させる場合その他規程に定めのない特殊の服装をさせる場合は、総務部長（装備課被服第一係経由）の承認を受けること。

20 私服の着用（第25条関係）

規則及び規程は、主として制服警察官の服制について定めたものであるため、私服勤務の服装については、特別の定めがある場合を除き、警察官の職務に応じて所属長が適正な運用を図ること。


21 その他

- (1) 各種行事等における標章又は共同募金等による各種の羽根を付ける等の場合は、右下襟のおおむね中央部とするが、着装については、その都度指示する。
- (2) 紫外線よけ眼鏡は、勤務の性質上又は疾病等のため特に必要がある場合に、所属長の承認を受けて使用すること。
- (3) 飲料容器は、熱中症予防のため特に必要がある場合に、所属長の承認を受けて携帯すること。
- (4) 夏服は、長そで式と半そで式の2種類の併用とするが、服装の斉一を期する必要がある場合は、所属長が指示すること。
なお、上衣の襟元から下着類の襟等を出さないこと。
- (5) 長そで式夏服上衣及び制服等の上衣を脱いだときの制服用ワイシャツは、所属長が長そでの必要を認めて指示した場合を除き、そでを折り曲げることができる。この場合、そで口のカフス部分を基準として正しく3回又は4回折り、その下端がおおむねひじ関節に来るようにすること。
- (6) 夏服及び制服用ワイシャツのそで口のボタンは、内側と外側の両方の使用が可能であるので適宜の方法によること。ただし、所属長が指示した場合はこの限りでない。
- (7) 部隊行動又は儀式、祭典その他隊ごをなす場合等は、特に服装の斉一に留意すること。

別表第1

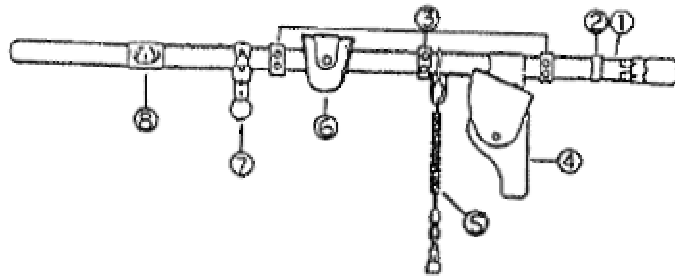
携帯及び着装要領一覧表

区分及び種別	携帯及び着装要領

		男性警察官	女性警察官
携行品	警察手帳	上衣の左胸ポケットに納める。	上衣（ベストを含む。）の左腰ポケットに納める。ただし、ワイシャツ及び夏服でベストを着用しない場合は、スカート又はズボンの左ポケットに納める。
	手錠	1 施錠の部分を下方向にして手錠入れに納める。	
		2 かぎは、警笛ひもに結着する。	
	警笛	1 警笛は、警笛ひもに次のように結着する。	
			
2 警笛ひもを用いる場合は、上衣（防寒服を含む。）の右胸ポケットに納める。		2 警笛ひもを用いる場合は、右腰ポケットに納める。活動服、制服用ワイシャツ及び夏服でベストを着用しない場合は、右胸ポケットに納める。	
3 警笛鎖を用いる場合は、警笛を警笛鎖のなす環に結着させ、肩章掛け金具の鎖の付いた方を下にして右肩に掛け、右胸ポケット（女性警察官は右腰ポケット）に納める。			
4 警笛つりひもを用いる場合は、警笛を警笛つりひもの金属製の輪に結着させ、編部の輪に右腕を通して肩章で留め、右胸ポケット（女性警察官は右腰ポケット）に納める。			
		1 帯革の付属品は、右から次の順に付ける。（けん銃入れを着装しない場合は、けん銃入れ右側の留め革1個を省略することができる。）	

帯革等
(付属品を含む。)

付属品の位置



- ① 帯革本帯 ② 遊革 ③ 留め革
④ けん銃入れ ⑤ けん銃つりひも ⑥ 手錠入れ
⑦ 警棒つり ⑧ バックル

2 無線機を帯革に着装する場合は、バックルと警棒つりの間に着装し、警棒つりとの間に留め革1個を加えるものとする。

3 拳銃入れは右腰とし、貫通口のある服は、右腰ポケットの貫通口から外に出して着装する。ただし、小型拳銃を着装する場合は、上衣の下に付けることができる。

4 手錠入れは、左腰部後方に装着する。

4 手錠入れを帯革又はベルトに着装する場合は、男性警察官と同様とする。

5 警棒つりは、左腰部（手錠入れの前方）に装着する。

5 警棒つりを帯革又はベルトに着装する場合は、男性警察官と同様とする（特殊警棒の場合も同じ。）。

6 けん銃つりひもは、帯革の内側に輪を下方にして差し込み、なす環を帯革の下から出た輪に通して着装し、なす環をけん銃のつり環に掛け、ねじで確実に締める。

7 感染防止手袋収納ケースを着装する場合は、帯革の遊革の右側に装着する。

制服等及び制服用ワイシャツ並びに出動服着用の場合

ベルトのバックルに帯革のバックルを正しく重ね、留め革はホックを外側（末端が下方を向く。）にしてベルトとともに留める。

交通乗車服着用の場合

帯革を帯革つりに通し上衣前面の左右ボタンの中間にバックルを位置させ、その中央が襟ぐりの中心線に一致す

	合	るようにする。
交通腕章		左腕に付ける。
編上靴		編上靴を用いる場合は、ズボンをわずかに上にたぐり上げ、両側の縫い目の線にすそをたぐり、これを後方で重ねるようにして折り、半脚はん又は砂よけ革で押さえるようにすること。この場合、結んだ靴ひもの残りは、半脚はん式は半脚はんの内側に、編上式は筒側の内側に入れること。

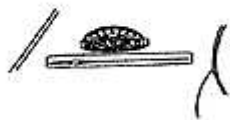
(数字は寸法を示し、単位はミリメートルとする。以下同じ。)

制服、活動服及び制服用ワイシャツ

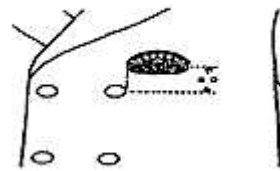


左胸ポケットのふたの上部に沿って付ける。

ベスト



防寒服第一種

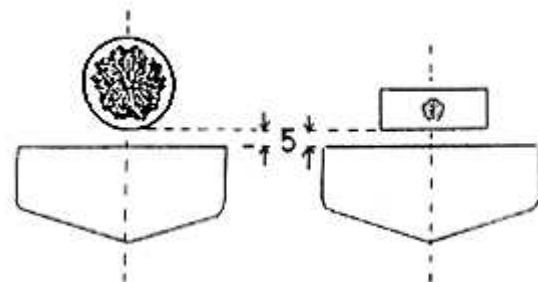


左胸のポケットの上部に付ける。

交通乗車服

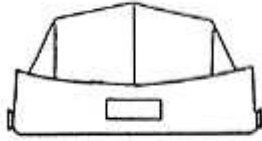


出勤服及び災害救助服



階級章
等

活動帽

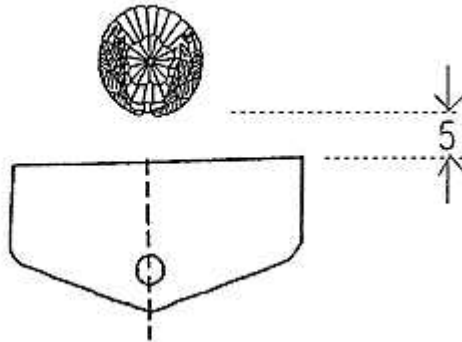


活動帽の後部シコロ中心部に、階級標識の中心部が重なるように付ける。

【図内文字】

制服、活動服及び制服用ワイシャツ ベスト 防寒服第一種 交通乗車服 出動服及び災害救助服 活動帽

制服、活動服及び制服用ワイシャツ(ベストを含む。)



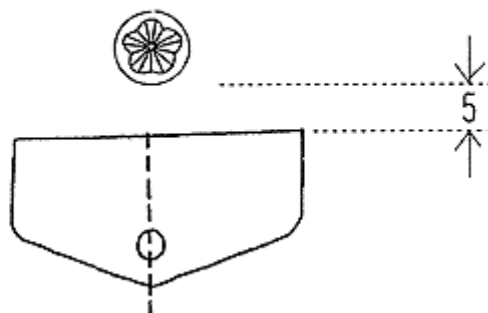
署長
章・副
署長
章・次
長章

右胸ポケットの上部中央部の位置に記章の下端中央が来るように付ける。ベストについては、左胸ポケットの上端から5ミリメートルの高さと同じ右胸の中央部の位置に記章の下端中央が来るように付ける。

【図内文字】

制服、活動服及び制服用ワイシャツ (ベストを含む。)

制服、活動服及び制服用ワイシャツ(ベストを含む。)



隊長
章・副
隊長章

右胸ポケットの上部中央部の位置に記章の下端中央が来るように付ける。ベストについては、左胸ポケットの上端から5ミリメートルの高さと同じ右胸の中央

部の位置に記章の下端中央が来るように付ける。

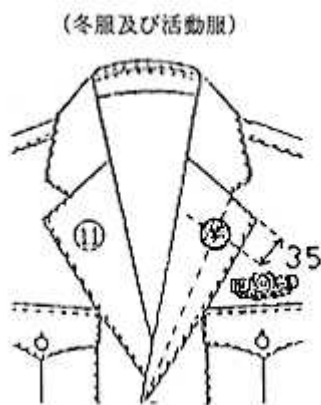
【図内文字】

制服、活動服及び制服用ワイシャツ（ベストを含む。）

1 出動服用隊長章、副隊長章

出動服及び災害救助服の階級標識の中央上部の位置に付ける。この場合、日章の長い光線の一つを真上に向けること。

2 機動隊及び同所属章



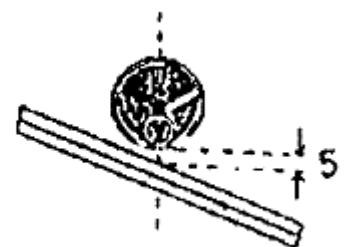
襟幅の長さを結んだ線の中央に記章の上端が接するようにする。

左襟に隊章を、右襟に所属章を着装する。

【図内文字】

(冬服及び活動服) (夏服及び制服用ワイシャツ)

3 交通機動隊、高速道路交通警察隊隊章及び交通機動隊班長記章



隊章は、交通乗車服（夏服を除く。）の場合は左襟に、交通乗車服（夏服）、制服、活動服及び制服用ワイシャツの場合は機動隊及び同所属章の隊章と同様の位置とし、班長記章は、交通乗車服の右胸ポケット中央の上部とする。

【図内文字】

50 5

4 音楽隊隊章

機動隊及び同所属章の着装位置と同様とする。

5 自動車警ら隊隊員章、遊撃特別警ら隊隊員章、警察署警ら用無線自動車勤務員記章、職務質問指導班記章及び職務質問技能指導員記章

機動隊及び同所属章の着装位置と同様とし、自動車警ら隊隊員章、遊撃特別警ら隊隊員章及び警察署警ら用無線自動車勤務員記章は左襟に、職務質問指導班記章及び職務質問技能指導員記章は右襟に付ける。

6 鉄道警察隊隊員章、航空隊隊章及び護送記章等

(冬服及び活動服)



(夏服及び制服用ワイシャツ)



機動隊及び同所属章の隊章と同様の位置とする。

【図内文字】

(冬服及び活動服)

(夏服及び制服用ワイシャツ)

勲章

略綬

1 制服着用の場合

(1) 勲章

上衣左胸識別章の上部とし、識別章の上端中央部から5ミリメートルのところに、勲章の下端中央部が位置するように付けること。

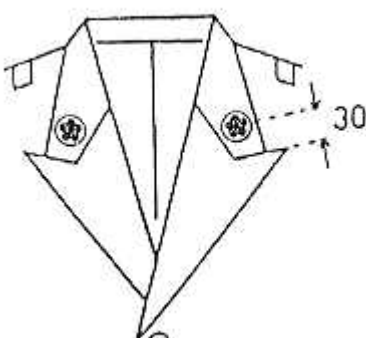

(2) 略綬



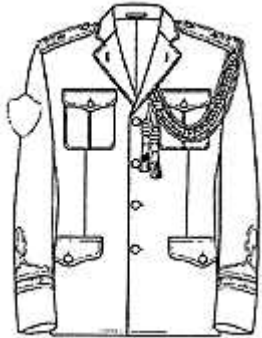

上衣左胸識別章の上部とし、識別章の上端中央部から5ミリメートルのところに、略綬の下端中央部が位置するように付けること。

2 礼服着用の場合

上衣左胸ポケット上部とし、ポケットの縫目の中央部か

		ら5ミリメートルのところに、勲章の下端中央部が位置するように付けること。
	勲功章 功労章 功績章	<p>1 制服着用の場合</p> <p>(1) 上衣右胸ポケットの上部とし、ポケットの縫目の中央部から5ミリメートルのところに、記章の下端中央部が位置するように付けること。</p> <p>(2) 警察勲功章、同功労章、同功績章の各略章についても同様の位置に付けること。</p> <p>2 礼服着用の場合</p> <p>制服着用の場合に準ずる。</p>
	ヘルメット等の階級 標識	<p>1 紺色ヘルメットに表示するテープは、その上辺がヘルメットに張られている青色テープの下辺に接するように付け、テープが2本以上になる場合は、その間隔を5ミリメートルとする。</p> <p>2 白色ヘルメットについては、紺色ヘルメットに準ずること。</p> <p>3 略帽及び災害救助帽に表示する線は、その下辺があごひもの上辺に接するように付けるほか、紺色ヘルメットに準ずること。</p>
指揮官 等標示	機動隊の隊号	紺色ヘルメットの左右腰部中央及び後面中央の3か所に、機動隊（特科車両隊を除く。）は算用数字、特科車両隊は「特」の字（色は黄色、字の大きさは縦50ミリメートル、横40ミリメートル、字の太さは5ミリメートルとする。）の下辺がヘルメットに張られている青色テープの上辺に接するように表示する。
	方面機動隊隊号所属	1 紺色ヘルメットの左右腰部中央に該当方面の算用数字（色は白色、字の大きさは縦40ミリメートル、横30ミリメートル、字の太さは6ミリメートルとする。）の下辺がヘルメットに張られている青色テープの上辺に接するように表示し、その両側に二等辺三角形（色は白色、三角形の大きさは底辺が10ミリメートル、高さ20ミリメートル、三角形と字の間隔は5ミリメートルとする。）の頂点を外向きに

	コード番号	<p>して付ける。</p> <p>2 ヘルメットの後部中央に、所属コード番号（色は白色、字の大きさは縦25ミリメートル、横20ミリメートル、字の太さは4ミリメートル、数字と数字の間隔は5ミリメートルとする。）の下辺が、青色テープの上辺に接するように表示する。</p>
儀礼・儀じょう用帯革	儀礼用帯革	<p>バックルを上衣第3ボタンと第4ボタンの間に位置させ、その中央がボタンの中心線に一致するようにすること。</p>
	儀じょう用帯革	<p>バックルを上衣第3ボタンと第4ボタンの間に位置させ、その中央がボタンの中心線に一致するようにすること。</p> <p>なお、締金具のうち、幅の広い金具はバックルの左右端に接する位置に、幅の狭い金具は帯革の両端を左右等分に折り返した先端の位置に、背部の飾り用の金具は金具の内側端が上衣の後面中央縫い目の線から左右へおおむね10センチメートルの位置にそれぞれ留める。</p>
<p>1 礼服の襟章、礼肩及び飾緒</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>(襟章)</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>(礼肩章及び飾緒)</p>  </div> </div> <p>【図内文字】</p> <p>(襟章) (礼肩章及び飾緒)</p> <p>2 略礼装の礼肩章及び飾緒</p>		

<p>礼肩 章・略 礼装等</p>	<p>(冬服)</p> 	<p>(夏服)</p> 
	<p>冬服に礼肩章を着装する場合は、肩章の日章入り飾りボタンを取り外すこと。</p> <p>【図内文字】</p> <p>(冬服) (夏服)</p>	
	<p>3 演奏服の肩章及び飾緒</p> 	
	<p>4 乗馬活動服の肩章及び飾緒</p> 	
<p>マフラー</p>	<p>縦に二つ折りとし、一端を長くして首に掛け、前面で1回結び、長い方の端を内側から結び目の上に掛け、結び目を覆うようにする。</p>	

礼服を着用する場合		摘要	
項目	細目		
1 拝謁等のため 参内する場合	(1) 皇居参内 (2) 宮内庁からの招待	従来、拝謁等のため皇居へ参内するときは、慣例によってモーニングコート等の着用であったが、慣例又は服装の指定がない場合は礼服を着用することができる。	
2 公の儀式 等に参加する 場合	部 内	(1) 1月1日祝賀式	ア 元旦の祝賀式には、所属長の判断によって礼服を着用して差し支えない。
		(2) 永年勤続、優良職員 表彰式	イ 永年勤続、優良職員表彰式に出席する者の服装については、あらかじめ主管課において指示する。
		(3) 創設等記念式典、観 閲式等	ウ 創設記念式典、観閲式等についても行事を主催する関係部署から、あらかじめ礼服着用を指示する。
		(4) 警察学校入校（卒 業）式	エ 警察学校初任科、初任補修科等の入校（卒業）式当日の礼服着用については、学生の行事内容等を勘案して総務部長の承認を得て学校長が定める。
		(5) 公葬	オ 公葬の場合は、あらかじめ指定された者を除き、公葬を行う所属長が総務部長の承認を得て礼服着用の範囲を定める。
	(6) 庁舎落成式等 (7) 武道始式等	カ 庁舎落成式、武道始式等については原則として行事を主催する所属職員が礼服を着用するものとし、着用の範囲は、本部にあっては所属長以上、署（隊）等にあつては課長（中隊長）以上とする。	
	部 外	(1) 弥生慰霊祭 (2) 公葬 (3) 官公庁等の儀式	キ 弥生慰霊祭については、あらかじめ指定された参列者が礼服を着用する。
	(1) 園遊会 (2) 国際的な行事 (3) 大公使館等からの招	ア 国際的な行事とは、国賓送迎、記念式典等による場合をいう。 イ 大公使館等からの招待とは、独立記念	

3 公の会合等に出席する場合	待	日、国王誕生日、クリスマスパーティ等の場合をいう。
	(4) 官公庁等からの招待	ウ 官公庁等からの招待とは、記念式典等の場合をいう。
4 外国の機関又は文・武官を公式に訪問する場合	(1) 在京外国機関、外国公館等	ア 着任、離任等のあいさつの場合でモーニング又は私服によらないときは礼服を着用することができる。
	(2) 文・武官	イ 文・武官を公式に訪問する場合も同様とする。
5 表彰を行う場合	部外 表彰を行う所属長及び列席する所属長以上	ア 警視総監が直接授与する場合及び列席する所属長以上は、原則として礼服を着用するものとする。
		イ 警視総監が部外者を表彰する場合も同様とする。 ウ 所属長以上のものが交通、防犯等警察協力者を表彰する場合も、礼服を着用することができる。
6 表彰を受ける場合	警察庁長官表彰	(1) 警察勲功章 (2) 警察功労章 (3) 警察功績章 (4) 賞詞 (5) 賞状 ア 警察庁長官賞を受ける場合は、主管課からその都度服装（礼服着用）について指示する。 イ 警察庁長官賞を受賞したのち、警視総監に申告する場合も同様とする。
	警視総監表彰	(1) 警察功績章 (2) 賞詞 (3) 賞状 (4) 永年勤続表彰 (5) 優良職員表彰 ア 警視総監表彰を受ける場合は、あらかじめ主管課からその都度服装（礼服着用）について指示する。 イ 都民の警官表彰、官公庁等からの表彰を受ける場合も同様とする。
	部外	(1) 都民の警官表彰 (2) 官公庁等からの表彰

	表彰	
7 所属長が承認した場合	冠婚葬祭その他警察官の申出により支障がないと認めるとき。	<p>ア 本人の結婚式はもちろん、結婚式に出席する場合も、礼服を着用することができる。</p> <p>イ 駐在所勤務の警察官が管内の葬儀に参列する場合も、礼服を着用することができる。</p> <p>ウ 管内の町会等から表彰を受ける場合も、礼服を着用することができる。</p> <p>エ 記念撮影を行う場合も、礼服を着用することができる。</p>